

【ポスター発表】

イギリスの障害者就労に関する動向

－ 連立政権発足以降の変化について －

○ 神奈川工科大学 小川 喜道 (会員番号 4312)

キーワード：イギリス、障害者、就労

1. 研究目的

英国の16～64歳の生産年齢人口は約3,974万人であり、その内、障害者差別禁止法の対象となる障害者及び労働制約のある障害者は745万人と推計されており、障害出現率は18.7%となっている(2008-09, Office for National Statistics)。また、障害者差別禁止法は、2010年に平等法 Equality Act 2010 に統合され、障害、性、人種、宗教等に対する差別を包括的に禁止することとなり、その第5編は雇用差別の禁止に関するものである。

障害者差別禁止法を持たない我が国の障害者就労については、障害者福祉（障害者自立支援法）に基づく就労支援・就労継続、そして障害者雇用促進法に基づく雇用率設定、地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターの機能などにより推進されている。生活支援や医療・リハの役割も重要であり、また、雇用主を含む社会の認識にも影響されるので、障害者の就労を巡る全体的な動向を捉えていく必要がある。ここでは、英国における障害者就労の取り組みをみることで、我が国の課題を整理するための一助としたい。

2. 研究の視点および方法

調査期間 2010年9月及び2011年9月

(1) 英国の障害者雇用の関連文献調査

キング財団リサーチセンターにて行政資料、民間団体発行資料を収集

(2) 英国の障害者雇用関連機関への訪問調査

ジョブセンター・プラス、ソーシャルファーム、職業訓練機関でのヒアリング

3. 倫理的配慮

文献調査では、すでに公表されている資料、サイトを利用し、個人情報扱っていない。ヒアリングにおいては、個人を特定する情報を収集しないこととした。

4. 研究結果

(1) 連立政権：手当支給から就労支援へ

2010年5月の総選挙において、キャメロン率いる保守党が勝利し、第3党の自由民主党との連立政権が成立し、重要課題である財政赤字の解消、経費削減を重視した施策を推進している。2010年5月20日出された『連立政権：私たちの政府プログラム』(The Coalition: our programme for government)には、31項目の施策についてそれぞれの方向性が示されている。その中の「社会ケアと障害」の項では、「仕事へのアクセス支援」(Access to work)を改革し、これまで以上に障害者が仕事に就けるようにすることを唱っている。

そして、手当支給にあたっては就労に向けたプログラムに乗せる方針が強化されている。

(2) 保護的雇用から社会的企業での雇用へ

授産、保護雇用は、障害者のみが囲われた環境で保護され、売り上げではなく行政資金による支えを基盤としているが、縮小傾向にある。ソーシャルファームはソーシャル・エンタープライズの一部をなすものであり、障害者を受け入れ、その障害に応じた対応をしているという点では保護雇用としての機能も含まれる。したがって、保護雇用と一般就労の間で、やや一般就労寄りの位置にあるといえるが、その目的が社会的に認知され、さらに行政レベルや市民レベルの協力が必要であることが伺える。

現在、英国の障害者の就労は、保護雇用から社会的企業、一般就労向かおうとしている。ソーシャルファームの現状と今後の方向性について、2011年4月にまとめられたソーシャルファームズUKの『保護雇用をソーシャルファームに移行させる方策・ガイド』によれば、ソーシャルファームに移行する利点として、①行政のサービス予算が削減されることによる影響を受けずに予算組みができる、②余剰金を保有することができる、③資金調達に制限がない、④自治体の主導権の対象とならない、⑤借入や種々の資金調達ができる、という点が挙げられている。

ソーシャルファームについては、ソーシャルファームズUK、ソーシャルファーム・プラス、ソーシャルファーム・トラベルマターズに訪問調査、及び職業訓練機関の事例としてロンドン市タワーハムレット区のプロジェクト、また、同市所在のジョブセンター・プラスへの訪問調査の結果を報告する。

(3) 行政サービスの合理化

就労に向けた雇用年金省の取り組みとしては、2010年10月より職業準備(Work Preparation)、ワークステップ(Workstep)、職業紹介制度(Job Introduction Scheme)は、「ワークチョイス(Work Choice)」に統合している。これは、全ての障害に対して柔軟性のある支援をすることで、より障害者自身の選択とコントロールを可能にすることを目指すものである。この支援システムについても行政資料などを基に報告する。

5. 考察

2010年から2011年にかけて障害者の就労支援についての行政上の変革が急速に進んでおり、これは連立政権の財政再建、行政改革の一環とも言える。2010年のワークチョイスへの統合、2011年には雇用年金省はさまざまなニューディールのプログラムを単一の「ワーク・プログラム」への統合、これらは前労働党政権時代の施策からの脱却という意味合いもあろう。そして、福祉予算で就労能力のある障害者を保護することから、雇用支援手当で職業評価、職業訓練、就労支援へつなげていくプログラムに比重をおく方向にある。これらは障害者の自己実現としての就労という視点よりも、財政危機を改善する上での行政的方策とみることもできる。障害者の就労支援は、テイラーメイドの支援が必要であり、諸種の支援プログラムが求められるが、現実には英国も厳しいものがあると言えよう。